

# フランスにおける 捜査手法、刑事司法制度等の概要

## (海外制度調査報告)

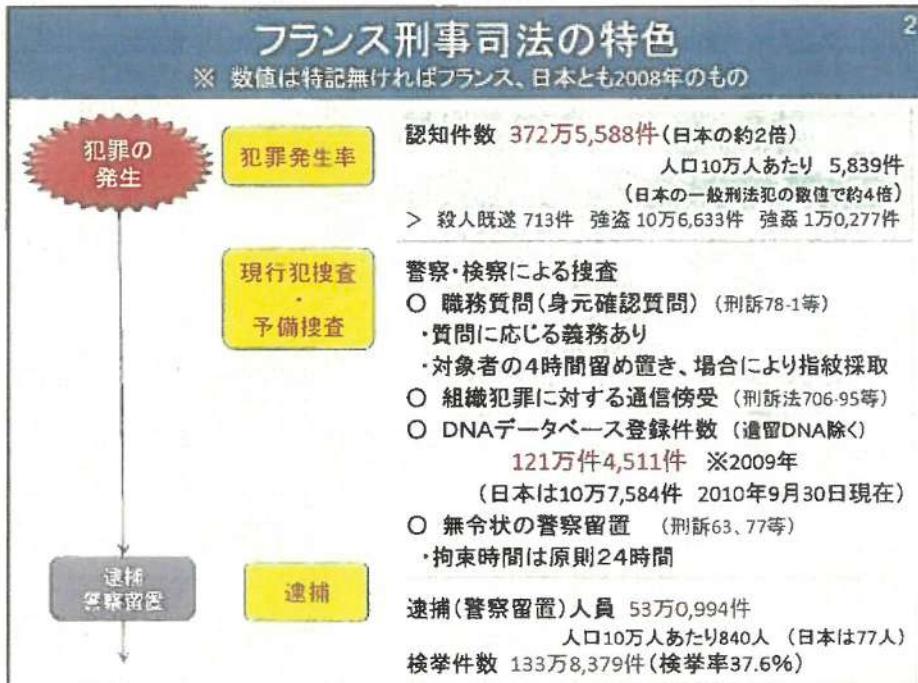


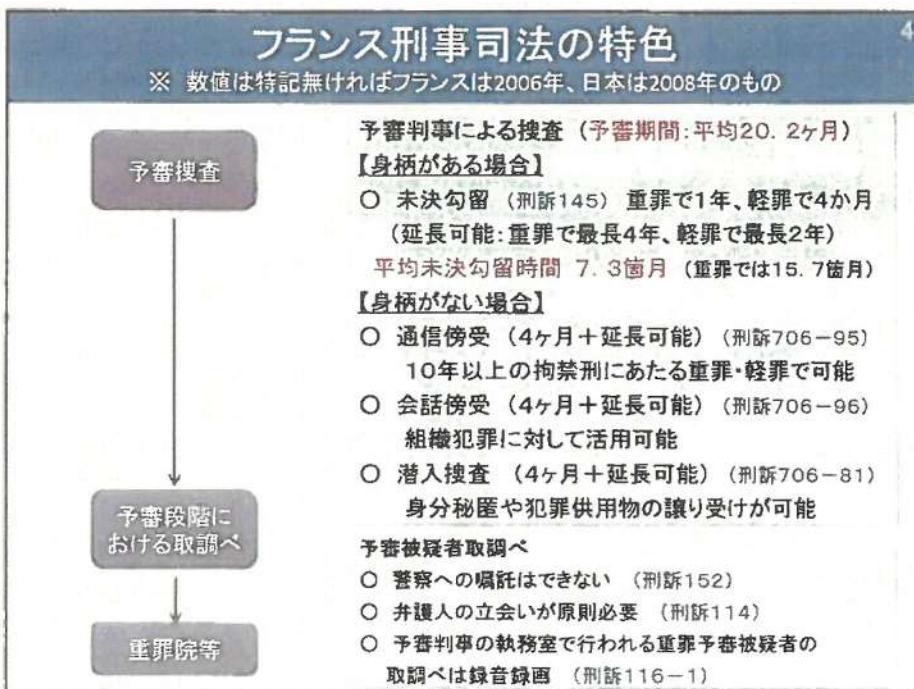
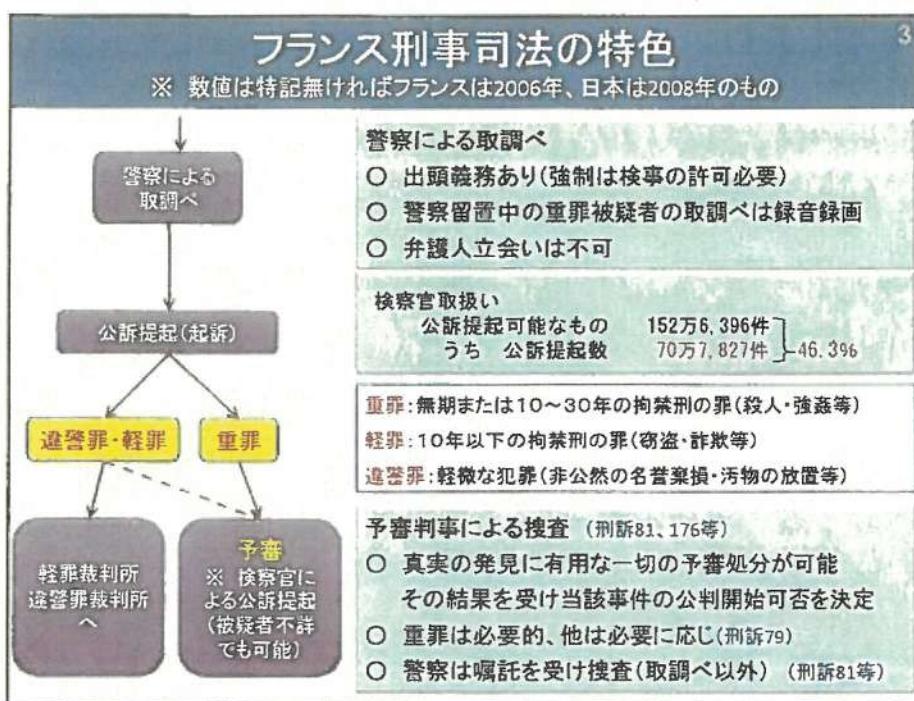
### フランス

人口：約6,380万人(2008年1月)

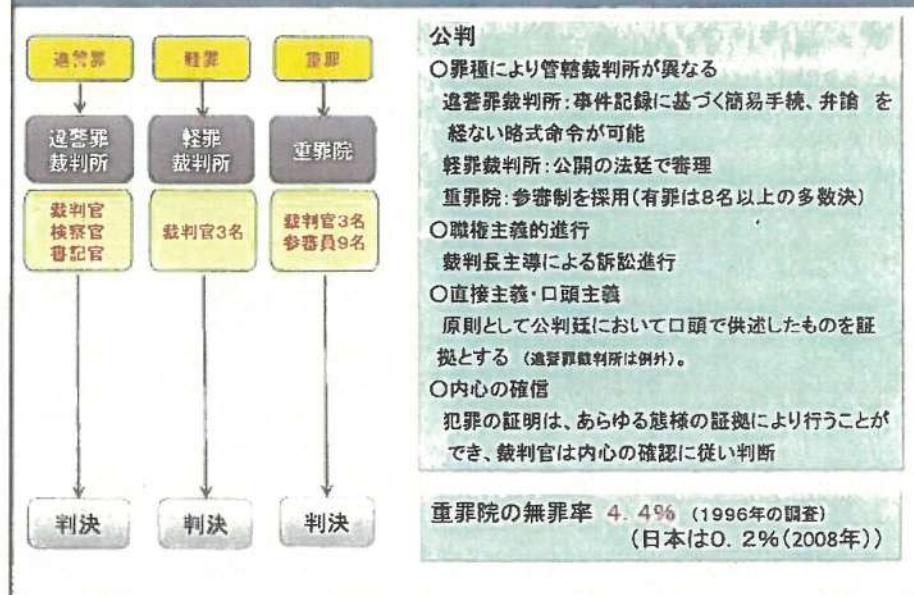
警察：国家警察、国家憲兵隊、  
自治体警察

※ 犯罪捜査の主体は  
司法警察・検察官・予審判事





## フランス刑事司法の特色



## 取調べの役割・比重

### 警察による取調べ

- 司法警察員等は、関係者の呼び出し、供述の録取ができる。出頭の強制も可能 (刑訴62、78)
- 被疑者以外の者については、供述を録取後も供述の場に滞在させてはならない (刑訴62、78)
- 警察留置する場合、「家族等への通知」「指定医師の検診」「弁護人の選任」に関する権利を告知しなくてはならない。(刑訴63-1~4)
- 重罪によって警察留置を受けた者に対する警察施設内での取調べは録音または録画が必要 (刑訴64-1)

## 取調べの役割・比重

7

### 予審判事による取調べ

- 弁護人がいない場合は弁護人選任権を告げる。弁護人の立会いが原則必要。(刑訴116)
- 重罪予審被疑者に対し、予審判事の執務室で行われる取調べは録音または録画が必要。(刑訴116-1)
- 警察に対し予審被疑者の取り調べを嘱託することはできない。(刑訴152)

### 供述調書について

- 供述調書は発話した質問を記載したものでなければならない。(刑訴429)

## 取調べの録音・録画

8

### 録音録画の対象

- 警察留置となった少年被疑者の取調べ (1945年2月2日オルドナンス第45-174号)
- 重罪の嫌疑により警察留置となった者に対する警察施設での取調べ (刑訴64-1)
- 重罪予審被疑者の予審判事の執務室における取調べ (刑訴116-1)

※ 予審終結事件のうち重罪にかかるもの 8111件 (2006年)

### 録音・録画導入の背景

- 少年被疑者については、2001年に録音録画を導入。取調べにおいて誘導されやすいことが理由とされる。
- 重罪被疑者については、2000年末にフランス北部ウトロー市で発覚した幼児の性的虐待に関する無罪事件が契機と言われている。
- 2008年6月以降に重罪被疑者の録音録画が開始。

## 取調べの録音・録画

9

### 例外

(刑訴64-1、116-1)

- 技術的な理由により録音録画が不可能であるとき

(以下、重罪被疑者に対する録音録画の場合の例外)

- 刑訴法規定の組織犯罪については録音録画不要
- 複数が同時に取調べを受ける場合で、全ての取調べを録音録画することに支障がある場合

### 違反した場合

- 規定に反して録音録画がなされなかつた場合の規定はない。

## 取調べの技術とその伝承方法

10

### ProGRE A計画

(Processus Général de Recueil des Entretiens, Auditions et Interrogations:  
面会・聴聞・尋問事例における一般的過程)

国家憲兵隊により実施中の計画

- 人文科学の知識を取り入れた取調べ技術の開発が必要との認識
- それまで取調官が有していた取調べ技術を系統化・資産化(教材化)する試み
  - 2003～2005年:開発期間
  - 2005～2007年:実験導入
  - 2008年:技術の概念化
  - 2009年:普及、一般化の試み

## 裁判官による事実認定

### 職権主義

- 裁判長が職権主義的に進行を図り、被告人質問等を主導的に行う。交互質問制は採用されていない。

(裁判長の訴訟指揮権につき 刑訴法 309条)

### 直接主義・口頭主義と内心の確信

- 一般に徹底した直接主義及び口頭主義を採用  
裁判官・参審員は、法廷における供述・書面の朗読を聞き心証を形成
- 犯罪の証明は、あらゆる態様の証拠により行うことができる。  
裁判官は、その内心の確信に従い、判決をするものとする。

(刑訴427)

## 裁判官による事実認定

### 自白の証拠能力

- 自白は、他の証拠と同様、裁判官が自由にこれを評価する。  
(刑訴428)

### 黙秘権

- フランス憲法には、黙秘権のみならず防御権一般について規定なし。黙秘権を制限する制度もない。

## 虚偽自白による誤判の状況

### ウトロー事件

- 2000年末にフランス北部のウトロー市において、当時10歳の子供らが、両親から性的虐待を受けていると保母に訴えたことが発端で発覚した児童に対する性的虐待事件
- 母親が事実を認めて父親を含め周囲の多数の人々が子供らに性的虐待をした旨を供述
- 被害児童らが、母親の供述に合わせて周囲の人物の名前を虐待者として挙げる
- 17人の被告人が重罪院に送致
- 第一審で7名が無罪となり、控訴審では、母親が予審段階における供述を翻し、控訴した6人全員が無罪

## 取調べ以外の捜査手法等

### 有罪自認制度

(刑訟495-7～495-16)

- 被疑者が(事前に)有罪性を自認した場合に、検察官が刑を提示し、被疑者が受け入れれば、裁判官にその刑の適用を請求できる。
- 法定刑が5年以下の拘禁刑の軽罪に限ってのみ適用(18歳未満の未成年者による犯罪等は除かれる)。
- 提示する刑については、拘禁刑については1年または法定刑の2分の1を超えることはできない。

### 改悛者制度

- 重罪又は軽罪を犯そうとした者や犯した者が、当局に通報することにより犯罪の実行を回避させ得たときや犯行による損害の発生を防止したとき、共犯者の人定を明らかにした場合などに、その拘禁刑を減免

## 取調べ以外の捜査手法等

### 司法傍受

#### 捜査において必要があると認めるとき

- 現行犯捜査・予備捜査段階（刑訴706-95）
  - 一定の組織犯罪について、検察官の要求により、勾留釈放裁判官が通信傍受を許可
  - 最大15日で、更新は1回のみ可能
- 予審段階（刑訴100）
  - 予審判事は、対象とする犯罪が10年以上の拘禁刑に当たる重罪又は軽罪であり、予審のため必要があるときに限り、通信の傍受を命令できる
  - 傍受期間は最大4ヶ月で、延長可能

2008年司法傍受実施件数

約2万6,000件

## 取調べ以外の捜査手法等

### 行政傍受

(1991年7月10日法(電信・電話傍受法)3条)

- 「国家安全」「フランスの科学・経済力の保護」「テロ予防」「組織犯罪の予防」等のために国防大臣、内務大臣等は傍受実施可能(許可権者は首相)。
- 収集された情報を証拠として使用することはできない。
- 有効期間は4か月

2008年行政傍受許可件数

5,906件

## 取調べ以外の捜査手法等

### 会話傍受等

(刑訴706-96以下)

- 組織犯罪について可能
- 予審判事は、予審のため必要があるとき、検事の意見を聴いた上で、共助の嘱託をした司法警察員等に対し、特定の場所又は自動車内における秘密の会話の傍受、私的な場所における関係者を秘匿撮影をするため、情報通信機器の設置を許可することができる。
- 許可是最大4か月。更新可能
- 機器の設置・撤去のために住居等へ立入るには、勾留釈放裁判官の許可が必要

## 取調べ以外の捜査手法等

### 潜入捜査

刑訴706-80 ~ 87

- 予審段階の捜査において、検察官と予審判事の二重の監督下で潜入捜査の実施が可能。
- 特別に許可を受けた潜入捜査員が、犯罪者の傍らでその仲間、共犯者、隠匿者になりますまし、監視活動を行う。
- 対象犯罪は、組織犯罪に限定
- 仮の人定事項の使用、犯罪供用物や犯罪によって得られた物の所持・輸送等、電気通信手段等を自らまたは犯罪実行者が利用できる状態に置くことなどができる。これらの行為によって刑事責任を負うことはない。
- 潜入捜査員の眞の身分を漏えいした者は5年の拘禁刑

## 取調べ以外の捜査手法等

### DNA型データベース

刑訴706-54条以下

- DNA型自動識別ファイル(FNAEG:Fichier national automatisé des empreintes génétique) というシステムが導入
- 人の生命・身体に関する犯罪、性犯罪、薬物事犯等の有罪確定者・被疑者からはデータベースへの照会・登録が可能。
- その他重罪または軽罪の被疑者でも、データベースとの照合は可能
- データベースへの照合が可能な対象者がサンプル採取を拒否した場合には罰則が科せられる
- 有罪確定者については強制採取が可能

登録件数 (2009年12月現在)

有罪確定者	28万0,399件
被疑者	93万4,112件
遺留DNA	6万2,258件
計	127万6,769件

合致件数 (1998~2009年12月末まで)

有罪確定者と遺留	5,840件
被疑者と遺留	1万7,740件
遺留と遺留	4,231件

## 取調べ以外の捜査手法等

### その他

- CCTVカメラ  
=街頭に設置されている防犯カメラを捜査に活用。
- ナンバープレート自動読み取りシステム  
=LAPI (Lecteur Automatisé des Plaques d'Immatriculation) と呼ばれるシステムが存在。
- 買受け捜査  
=薬物犯罪のみを対象に、検察官の許可で可能